

四半期報告書

(平成20年度第1四半期)

自 平成20年4月1日

至 平成20年6月30日

三菱商事株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目3番1号

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	3
4 従業員の状況	4
第2 事業の状況	5
1 売上、仕入及び成約の状況	5
2 経営上の重要な契約等	5
3 財政状態及び経営成績の分析	6
第3 設備の状況	10
第4 提出会社の状況	11
1 株式等の状況	11
(1) 株式の総数等	11
(2) 新株予約権等の状況	12
(3) ライツプランの内容	29
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	29
(5) 大株主の状況	29
(6) 議決権の状況	30
2 株価の推移	31
3 役員等の状況	31
第5 経理の状況	32
1 四半期連結財務諸表	33
(1) 四半期連結貸借対照表	33
(2) 四半期連結損益計算書	35
(3) 四半期連結包括損益計算書	36
(4) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	37
2 その他	53
第二部 提出会社の保証会社等の情報	54

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月14日
【四半期会計期間】	平成20年度第1四半期（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）
【会社名】	三菱商事株式会社
【英訳名】	Mitsubishi Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 取締役社長 小島 順彦
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号
【電話番号】	(03) 3210-2121（受付案内台）
【事務連絡者氏名】	コントローラーオフィス予・決算管理チーム 山名 一彰
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号
【電話番号】	(03) 3210-2121（受付案内台）
【事務連絡者氏名】	コントローラーオフィス予・決算管理チーム 山名 一彰
【縦覧に供する場所】	中部支社 (名古屋市中村区名駅一丁目1番4号) 関西支社 (大阪市北区梅田二丁目2番22号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		平成20年度 第1四半期連結 累計(会計)期間	平成19年度
会計期間		自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
収益	百万円	1,691,009	6,030,806
売上総利益	〃	336,281	1,172,222
継続事業税引前利益	〃	181,941	552,549
四半期(当期)純利益	〃	137,185	470,859
売上高	〃	6,243,889	23,103,043
株主資本	〃	3,080,474	2,873,510
総資産額	〃	12,599,024	11,750,441
1株当たり株主資本	円	1,875.60	1,750.86
1株当たり四半期(当期)純利益金額	〃	83.56	283.82
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額	〃	83.31	282.55
株主資本比率	%	24.5	24.5
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	26,525	319,068
投資活動によるキャッシュ・フロー	〃	△159,602	△356,659
財務活動によるキャッシュ・フロー	〃	255,798	69,472
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高	〃	887,637	750,128
従業員数	人	61,113	60,664

(注) 1. 当社の連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準に準拠した用語、様式及び作成方法に基づいて作成しております。

2. 売上高については、日本の投資家の便宜を考慮して、日本の会計慣行に従い表示しております。尚、売上高は当社及び連結子会社が契約当事者又は代理人等として行った取引額の合計となっております。

3. 会計原則審議会意見書第18号「持分法による普通株式投資の会計処理」に基づき、平成20年度第1四半期連結会計期間における株式の追加取得により新たに持分法適用の対象となった関連会社について、過年度に遡及して持分法を適用した場合の持分損益を反映すべく、平成19年度の連結財務諸表を遡及的に調整しております。

2 【事業の内容】

当社グループは、国内外のネットワークを通じて、エネルギー、金属、機械、化学品、生活産業関連の多種多様な商品の売買や製造、資源開発、プロジェクト開発を行うほか、新エネルギー・環境、医療周辺、金融分野等における新しいビジネスモデルや新技術の事業化、総合商社の持つ機能を活かした各種サービスの提供など、広範な分野で多角的に事業を展開しております。

当社はこれらの事業を、取扱商品又はサービスの内容に応じて複数の営業グループに区分しており、それぞれの事業は、当社の各事業部門及びその直轄の関係会社（連結子会社 389 社、持分法適用関連会社 196 社）により推進しております。

オペレーティング・セグメントごとの取扱商品又はサービスの内容、及び主要な関係会社名は下記の通りです。

	取扱商品又はサービスの内容	主要な連結子会社名	主要な持分法適用関連会社名
イノベーション事業	IT、医療周辺、メディア・コンシューマー関連事業、新エネルギー、環境関連事業 他	アイ・ティ・フロンティア 日本ケアサプライ	エム・エス・コミュニケーションズ クリエイト・レストランツ
新産業金融事業	金融事業、物流サービス、開発建設、リース事業、航空機関連事業 他	三菱商事ロジスティクス 三菱商事・ユービーエス・リアルティ DIAMOND REALTY INVESTMENTS MC AVIATION FINANCIAL SERVICES (EUROPE)	三菱オートリース・ホールディング 三菱鉱石輸送 三菱UFJリース
エネルギー事業	石油製品、炭素、原油、LPG、LNG 他	三菱商事石油 PETRO-DIAMOND INC. DIAMOND GAS RESOURCES	JAPAN AUSTRALIA LNG (MIMI) BRUNEI LNG
金属	鉄鋼製品、石炭、鉄鉱石、非鉄金属地金・原料、非鉄金属製品 他	メタルワン ジェコ MITSUBISHI DEVELOPMENT PTY	IRON ORE COMPANY OF CANADA MOZAL
機械	重電機、鉄道、エレベーター、プラント、船舶、自動車、産業機械、宇宙 他	レンタルのニッケン TRI PETCH ISUZU SALES DIAMOND GENERATING CORPORATION MCE BANK	千代田化工建設 ONEENERGY THE COLT CAR KRAMA YUDHA TIGA BERLIAN MOTORS
化学品	石油化学製品、合成繊維原料、肥料、機能化学品、合成樹脂原料・製品、食品・飼料添加物、先端素材 他	三菱商事プラスチック 興人 三菱商事フードテック	サウディ石油化学 METANOL DE ORIENTE, METOR AROMATICS MALAYSIA
生活産業	食糧、食品、繊維、資材 他	菱食 日本農産工業 東洋冷蔵 サンエス 明治屋商事 日本ケンタッキー・フライド・チキン 三菱商事建材 PRINCES ALPAC FOREST PRODUCTS	コカ・コーラ セントラル ジャパン ローソン ライフコーポレーション 北越製紙 MITSUBISHI CEMENT
その他	財務、経理、人事、総務関連	三菱商事フィナンシャルサービス MITSUBISHI CORPORATION FINANCE	
現地法人	複数の商品を取扱う総合商社であり、主要な海外拠点において、当社と同様に多種多様な活動を行っている。	米国三菱商事会社 欧州三菱商事会社 香港三菱商事会社	

(注) 連結子会社数、持分法適用関連会社数には、当社が直接連結経理処理を実施している会社のみ含めており、連結子会社が連結経理処理している関係会社(当第1四半期連結会計期間末現在 515 社)はその数から除外しております。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間における重要な関係会社の異動は以下の通りです。

(1) 連結子会社

当第1四半期連結会計期間における重要な連結子会社の異動はありません。

(2) 持分法適用関連会社

	会社名	異動（理由）	住所	資本金又は出資金	議決権所有割合（%）	関係内容	
						役員の兼任等（人）	営業上の取引等
新産業金融事業	三菱UFJリース	新規持分法適用（株式取得）	東京都千代田区	百万円 33,195	20.00	3	-
機械	千代田化工建設	新規持分法適用（株式取得）	神奈川県横浜市鶴見区	百万円 43,389	33.76	5	仕入会社
	CARNET 2000	持分法適用除外（株式売却）	MOSCOW, RUSSIA	US\$ 6,200,000	40.00 (40.00)	2	-

(注) 1. 議決権所有割合の（ ）内は間接所有割合で内数です。また、連結除外となった会社については、前連結会計年度末の状況を記載しております。

2. 三菱UFJリース、千代田化工建設は有価証券報告書提出会社です。

4 【従業員の状態】

(1) 連結会社の状態

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	61,113
---------	--------

(2) 提出会社の状態

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	6,179
---------	-------

- (注) 1. 当第1四半期連結会計期間に在籍した臨時従業員の平均人数は、当社が865名、連結子会社が17,066名であり、上記人数には含まれておりません。
2. 提出会社の従業員数に顧問・嘱託268名、他社からの出向者301名、海外店現地社員888名を含め、他社への出向者2,015名を除いた提出会社の就業人員数は5,621名です。

第2【事業の状況】

1【売上、仕入及び成約の状況】

(1) 売上の状況

「3 財政状態及び経営成績の分析」及び「第5 経理の状況」におけるセグメント情報を参照願います。

(2) 仕入の状況

仕入高は売上高と概ね連動しているため、記載は省略しております。

(3) 成約の状況

成約高と売上高との差額は僅少であるため、記載は省略しております。

2【経営上の重要な契約等】

特に記載すべき事項はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績

当第1四半期連結会計期間の経済環境としては、サブプライム問題の長期化もあり米国経済の不調が続いたことから、世界経済全体についても先行き不透明感が強まりました。また、国際商品市況の上昇が続く中、世界的にインフレに対する警戒感が高まりました。

我が国の経済については、海外経済の減速を背景に、これまで緩やかな景気拡大を支えてきた輸出が増勢鈍化したことに加えて、国内需要についても住宅投資の低迷継続や個人消費の伸び悩みが見られたことから、景気は足踏み状態となりました。

このような環境の下、当第1四半期連結会計期間の売上高は、商品市況の上昇によりエネルギー事業関連で増加したほか、新規連結の影響により、前第1四半期連結会計期間を7,887億円（14.5%）上回る6兆2,439億円となりました。売上総利益は、豪州原料炭事業における販売価格上昇の影響に加え、その他の商品市況も堅調に推移したこと、及び新規連結の影響などにより、前第1四半期連結会計期間を436億円（14.9%）上回る3,363億円となりました。

販売費及び一般管理費は、新規連結の影響などにより、前第1四半期連結会計期間から226億円（11.5%）負担増の2,201億円となっております。

その他の損益項目については、有価証券損益が前第1四半期連結会計期間の有価証券売却益の反動により減少したものの、受取配当金が金属及びエネルギー事業の資源関連で増加となり、また、その他の損益が為替関連損益の改善により増加となりました。

この結果、継続事業税引前利益は、前第1四半期連結会計期間比264億円（17.0%）増加の1,819億円となりました。

持分法による投資損益は、海外の資源関連会社の業績が堅調に推移したことにより、前第1四半期連結会計期間比13億円（3.8%）増加の339億円となりました。

以上の結果、四半期純利益は前第1四半期連結会計期間比143億円（11.7%）増益の1,372億円となりました。

① オペレーティング・セグメント別の業績を示すと次の通りです。

a. イノベーション事業

当第1四半期連結会計期間の四半期純利益は△18億円となり、前第1四半期連結会計期間から6億円（52.1%）の悪化となりました。これは、外食産業関連子会社の売却による利益減少に加え、ICT(情報・通信)関連子会社における取引低調による利益減少があったことによるものです。

b. 新産業金融事業

当第1四半期連結会計期間の四半期純利益は11億円となり、前第1四半期連結会計期間から71億円（86.2%）の減少となりました。これは、前第1四半期連結会計期間における三菱UFJリース株式みなし売却益の反動減、及びファンド投資関連収益の減少によるものです。

c. エネルギー事業

当第1四半期連結会計期間の四半期純利益は295億円となり、前第1四半期連結会計期間から117億円（65.4%）の増加となりました。原油価格上昇による海外資源関連投資先の持分利益及び受取配当金の増加によるものです。

d. 金属

当第1四半期連結会計期間の四半期純利益は545億円となり、前第1四半期連結会計期間から103億円（23.4%）の増加となりました。豪州資源関連子会社（原料炭）及び南アフリカ資源関連子会社（フェロクロム）における資源価格上昇による総利益の増加があり、アルミ関連投資先の持分法損益の悪化はあったものの、全体では103億円の増加となりました。

e. 機械

当第1四半期連結会計期間の四半期純利益は160億円となり、前第1四半期連結会計期間から2億円（1.5%）の増加となりました。欧州自動車関連会社の売却による持分損益の減少がありましたが、備給市況の高騰が寄与したことによりほぼ横ばいとなりました。

f. 化学品

当第1四半期連結会計期間の四半期純利益は112億円となり、前第1四半期連結会計期間から21億円(23.4%)の増加となりました。親会社における取引好調、及び石化事業関連会社の持分上昇に伴う持分法損益増加によるものです。

g. 生活産業

当第1四半期連結会計期間の四半期純利益は92億円となり、前第1四半期連結会計期間から17億円(15.2%)の減少となりました。売上総利益は食料関連会社の子会社化の影響により増加したものの、保有している上場株式の評価損を計上したことなどにより、四半期純利益は減少となりました。

② 地域別セグメントの状況を示すと次の通りです。

a. 日本

当第1四半期連結会計期間の売上総利益は、前第1四半期連結会計期間を344億円(20.0%)上回る2,061億円となりました。これは、食料関連会社の子会社化による影響によるものです。

b. オーストラリア

当第1四半期連結会計期間の売上総利益は、前第1四半期連結会計期間を72億円(18.7%)上回る457億円となりました。これは、豪州原料炭事業関連子会社における販売価格上昇による取引利益の増加があったことによるものです。

c. アメリカ

当第1四半期連結会計期間の売上総利益は、前第1四半期連結会計期間を18億円(9.5%)下回る171億円となりました。これは、現地法人において子会社売却があったことによるものです。

d. その他

当第1四半期連結会計期間の売上総利益は、前第1四半期連結会計期間を38億円(6.0%)上回る674億円となりました。これは、南アフリカ資源関連会社における販売価格上昇による影響、及び自動車関連子会社における為替による影響があったことによるものです。

(注) 1. 上記のうちの売上高については、日本の投資家の便宜を考慮して、日本の会計慣行に従い表示しております。
なお、米国基準上の取り扱いは、「第5 経理の状況」「1 四半期連結財務諸表」「四半期連結財務諸表に対する注記事項」「1. 事業内容及び四半期連結財務諸表の基本事項」「第1四半期連結財務諸表の基本事項」をご参照ください。

2. 前第1四半期連結会計期間に関する数値は、監査法人による四半期レビューを受けておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末と比べ1,375億円（18.3%）増加し、8,876億円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間において、営業活動により資金は265億円増加しました。これは、商品市況の上昇や営業取引の堅調な推移により、運転資金負担が増加したものの、資源関連を中心とした投資先からの配当収入や、資源関連子会社での取引収入が堅調に推移したことにより、資金が増加したものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間において、投資活動により資金は1,596億円減少しました。これは、千代田化工建設及び三菱UFJリースの増資引受による株式追加取得に加え、全般的に設備投資に伴う支出負担が大きかったことにより、資金が減少したものです。

以上の結果、営業活動及び投資活動によるキャッシュ・フローの合計であるフリー・キャッシュ・フローは1,331億円の資金減少となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間において、財務活動により資金は2,558億円増加しました。これは、配当金の支払いがあったものの、運転資金負担や投資への資金需要に対し、主に親会社や財務拠点において調達を進めたことから、資金が増加したものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

1. 新中期経営計画「INNOVATION 2009」

当社は本年4月に、平成21年度までの2年間を対象とした新たな中期経営計画「INNOVATION 2009」を策定しました。前中期経営計画「INNOVATION 2007」から掲げてきた「新・産業イノベーター」というビジョンを引続き掲げ、世界の更なる変化を捉えて、新しい時代の流れを創り出し、社会と共に成長を続ける企業を目指しております。

また、これからの2年間は、「次の時代に向けて新たな仕込みと足場固めを行っていく期間」と位置づけており、より高度な選択と集中を進めて事業の質を高めながら、成長性・効率性・健全性のバランスに留意して成長性の高い分野に投資を行い、既存事業の拡張や次の時代の成長の柱を創り上げていきます。また、連結経営の高度化・深化や内部統制システムなどの経営基盤の強化を着実に実行してまいります。

本計画は、当第1四半期連結会計期間において、重要な変更はありません。

2. 個別重要案件

当第1四半期連結会計期間において、重要な状況の変化はありません。

(4) 研究開発活動

特に記載すべき事項はありません。

(5) 流動性と資金の源泉

当社では事業活動を支える資金調達に際して、低コストでかつ安定的に資金が確保できることを目標として取り組んでいます。資金調達にあたっては、CPや社債等の直接金融と銀行借入等の間接金融とを機動的に選択・活用しており、その時々でのマーケット状況での有利手段を追求しています。当社は資本市場でのレピュテーションも高く、平成20年3月にスタンダード・アンド・プアーズが長期債格付けをAからA+に1ノッチ引き上げた事に続き、平成20年5月にムーディーズが長期債格付けをA2からA1に1ノッチ引き上げ、R&Iがアウトルックを「安定的」から「ポジティブ」に引き上げると発表する等、格付けは全般的に改善傾向にあり、低利での資金調達が可能となっております。加えて間接金融についても、メインバンク以外に外銀・生保・地銀等の金融機関とも幅広く好関係を維持しており、調達コストは競争的なものとなっております。

当第1四半期連結会計期間は、引き続きサブプライム問題を契機に発生したグローバルな市場の混乱、信用収縮といった問題はありましたが、当社の調達の中心である国内市場の混乱は相対的に小さかったこと、機動的なCP活用等による調達タイミングの工夫により、生保・地銀借入、社債、シンジケートローンの各調達手段をバランス良く実行することができました。

このような資金調達活動の結果、当第1四半期連結会計期間末の親会社でのグロス有利子負債残高は、前連結会計年度

末と比較して約3,000億円増加し、約3兆1,000億円（連結ベースでは約4兆5,000億円）となっております。このうち約85%が長期資金となっています（連結ベースでは約77%）。当第1四半期連結会計期間末の流動比率は連結ベースで127%となっており、流動性の点で当社の財務健全性は高いということが言えると考えております。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,500,000,000
計	2,500,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,695,534,183	1,695,561,883	東京、大阪、名古屋 (以上各市場第一部)、 ロンドン各証券取引所	発行済株式は 全て完全議決 権株式かつ、 権利内容に限 定の無い株式 です。
計	1,695,534,183	1,695,561,883	—	—

(注) 「提出日現在発行数」には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権(ストックオプション又は新株予約権付社債)の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

①旧商法に基づき発行した新株引受権

イ. 平成12年6月29日開催の定時株主総会決議に基づくストックオプション

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	29,000株
新株予約権の行使時の払込金額(行使価額)	903円(注)
新株予約権の行使期間	平成14年6月30日から 平成22年6月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 903円 資本組入額 452円
新株予約権の行使の条件	(1)新株引受権を付与された者(以下「被付与者」という)は、取締役又は従業員の地位を失った後も権利を行使することができる。 (2)被付与者が死亡した場合は、その相続人が権利を行使することができる。 (3)その他の条件については、平成12年6月29日開催の定時株主総会決議及び平成12年7月19日開催の取締役会決議に基づき、当社と被付与者間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の譲渡、担保権の設定、遺贈その他の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 行使価額の調整

当社普通株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(転換社債の転換及び新株引受権の行使の場合を除く)するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

ロ. 平成13年6月28日開催の定時株主総会決議に基づくストックオプション

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	514,000株
新株予約権の行使時の払込金額(行使価額)	1,002円(注)
新株予約権の行使期間	平成15年6月29日から 平成23年6月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,002円 資本組入額 501円
新株予約権の行使の条件	(1)新株引受権を付与された者(以下「被付与者」という)は、取締役又は執行役員の地位を失った後も権利を行使することができる。 (2)被付与者が死亡した場合は、その相続人が権利を行使することができる。 (3)その他の条件については、平成13年6月28日開催の定時株主総会決議及び平成13年7月17日開催の取締役会決議に基づき、当社と被付与者の間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の譲渡、担保権の設定、遺贈その他の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 行使価額の調整については、①イに同じ。

②平成13年改正旧商法に基づき発行した新株予約権

イ. 平成14年6月27日開催の定時株主総会決議に基づくストックオプション

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	238個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(付与株式数)	1,000株(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	238,000株
新株予約権の行使時の払込金額(行使価額)	809円(注)
新株予約権の行使期間	平成16年6月28日から 平成24年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 809円 資本組入額 405円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 付与株式数及び行使価額の調整

1. 当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、付与株式数及び行使価額を当該株式の分割又は併合の比率に応じ比例的に調整する。調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨て、1円未満の端数はこれを切り上げる。
2. 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等付与株式数及び行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数及び行使価額を調整する。
3. 当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権及び旧商法に定める新株引受権の行使の場合を除く)には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

ロ. 平成15年6月27日開催の定時株主総会決議に基づくストックオプション

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	629個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(付与株式数)	1,000株(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	629,000株
新株予約権の行使時の払込金額(行使価額)	958円(注)
新株予約権の行使期間	平成17年6月28日から 平成25年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 958円 資本組入額 479円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 付与株式数及び行使価額の調整については、②イに同じ。

ハ、平成16年6月24日開催の定時株主総会決議に基づくストックオプション

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	820個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(付与株式数)	1,000株(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	820,000株
新株予約権の行使時の払込金額(行使価額)	1,090円(注)
新株予約権の行使期間	平成18年6月25日から 平成26年6月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,090円 資本組入額 545円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 付与株式数及び行使価額の調整については、②イに同じ。

ニ、平成17年6月24日開催の定時株主総会決議に基づくストックオプション

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	10,778個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(付与株式数)	100株(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,077,800株
新株予約権の行使時の払込金額(行使価額)	1,691円(注)
新株予約権の行使期間	平成19年6月25日から 平成27年6月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,691円 資本組入額 846円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 付与株式数及び行使価額の調整については、②イに同じ。

ホ、平成17年6月24日開催の定時株主総会決議に基づくストックオプション（株式報酬型ストックオプション）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	2,944個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（付与株式数）	100株（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	294,400株
新株予約権の行使時の払込金額（行使価額）	1円
新株予約権の行使期間	平成17年8月11日から 平成47年6月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	（注）
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、付与株式数及び行使価額を当該株式の分割又は併合の比率に応じ比例的に調整する。調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。
2. 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等付与株式数及び行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数及び行使価額を調整する。
3. 新株予約権者は、当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という）から10年に限り新株予約権を行使できるものとする。
4. 上記3.にかかわらず、平成42年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成42年7月1日から新株予約権を行使できるものとする。
5. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

へ、平成17年6月24日開催の定時株主総会決議に基づくストックオプション（株式報酬型ストックオプション、平成18年4月28日発行）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	138個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（付与株式数）	100株（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	13,800株
新株予約権の行使時の払込金額（行使価額）	1円
新株予約権の行使期間	平成18年4月29日から 平成47年6月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	（注）
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件については、②ホに同じ。

③会社法に基づき発行した新株予約権

イ. 平成18年6月27日開催の定時株主総会及び平成18年7月21日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	13,600個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(付与株式数)	100株(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,360,000株
新株予約権の行使時の払込金額(行使価額)	2,435円(注)
新株予約権の行使期間	平成20年7月22日から 平成28年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,435円 資本組入額 1,218円
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 付与株式数及び行使価額の調整

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 行使価額において、新株予約権の割当て後、当社が、当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡、
「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、
「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条の19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使による場合を除く)又は他の種類株式の普通株主への無償割当て若しくは他の会社の株式の普通株式への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使価額を組織再編成の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ロ. 平成18年6月27日開催の定時株主総会及び平成18年7月21日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション（株式報酬型ストックオプション）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	1,649個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（付与株式数）	100株（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	164,900株
新株予約権の行使時の払込金額（行使価額）	1円
新株予約権の行使期間	平成18年8月11日から 平成48年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	（注）
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）

（注）付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という）から10年に限り新株予約権を行使できるものとする。
3. 上記2.にかかわらず、平成43年6月30日に至るまで対象者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成43年7月1日から新株予約権を行使できるものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ハ、平成19年6月26日開催の定時株主総会及び平成19年7月20日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション（株式報酬型ストックオプション）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	3,646個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（付与株式数）	100株（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	364,600株
新株予約権の行使時の払込金額（行使価額）	1円
新株予約権の行使期間	平成19年8月7日から 平成49年6月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	（注）
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）

（注）付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、平成21年6月27日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日の何れか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ニ、平成19年6月26日開催の定時株主総会及び平成20年5月16日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション（株式報酬型ストックオプション）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	266個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（付与株式数）	100株（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	26,600株
新株予約権の行使時の払込金額（行使価額）	1円
新株予約権の行使期間	平成20年6月3日から 平成49年6月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	（注）
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）

（注）付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、平成21年6月27日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日の何れか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

④平成13年改正旧商法に基づき発行した新株予約権付社債（三菱商事株式会社2011年満期円貨建轉換社債型新株予約権付社債）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	214個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	900,673株
新株予約権の行使時の払込金額（轉換金額）	1,188円（注）
新株予約権の行使期間	平成14年7月1日から 平成23年6月3日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,188円 資本組入額 594円
新株予約権の行使の条件	当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権を行使することはできないものとする。また、各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当なし
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権付社債の残高	1,070,000,000円

（注）1. 轉換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（ただし、普通株式に係る自己株式数を除く）をいう。

$$\text{調整後轉換価額} = \text{調整前轉換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、轉換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

2. 本社債の全部を繰上げ償還する場合の新株予約権の権利行使期間は、当該償還日の前銀行営業日までとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	1,210	1,695,534	709	202,534	709	212,249

- (注) 1. 当四半期会計期間における増加は、新株予約権（ストックオプション又は新株予約権付社債）の行使によるものです。
2. 当四半期会計期間後、この四半期報告書の提出日前月末までに新株予約権（ストックオプション）の行使により、発行済株式総数が27,700株、資本金及び資本準備金がそれぞれ21百万円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 52,900,200 (相互保有株式) 普通株式 292,200	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,640,542,300	16,405,336	—
単元未満株式	普通株式 589,209	—	一単元（100株） 未満の株式
発行済株式総数	1,694,323,909	—	—
総株主の議決権	—	16,405,336	—

(注) 1. 「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の名義書換失念株式が8,700株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数87個は含まれておりません。

2. 「単元未満株式数」には、次の自己株式及び相互保有株式が含まれております。

自己株式	1株
㈱ヨネイ	46株
隅田商事㈱	73株
松谷化学工業㈱	55株

②【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
三菱商事㈱（自己株式）	東京都千代田区丸の内2-3-1	52,900,200	—	52,900,200	3.12
三菱製紙販売㈱	東京都中央区京橋2-6-4	217,800	—	217,800	0.01
㈱ヨネイ	東京都中央区銀座2-8-20	46,900	—	46,900	0.00
㈱中村商会	東京都中央区日本橋本石町3-1-7	14,400	—	14,400	0.00
松谷化学工業㈱	兵庫県伊丹市北伊丹5-3	6,600	—	6,600	0.00
隅田商事㈱	東京都中央区新川1-3-17	5,500	—	5,500	0.00
豊和産業㈱	兵庫県たつの市御津町岩見917	1,000	—	1,000	0.00
計	—	53,192,400	—	53,192,400	3.14

(注) 当第1四半期会計期間末日現在の三菱商事㈱保有の自己株式数は、52,907,500株（単元未満株式数34株を除く）です。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高（円）	3,660	3,950	3,720
最低（円）	2,945	3,260	3,320

（注） 株価は、東京証券取引所（市場第一部）の市場相場によるものです。

3【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書の提出後、この四半期報告書提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という）第93条の規定により、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準に準拠した用語、様式及び作成方法に基づき作成しております。

2. 監査証明

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	注記 番号	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び現金同等物		887,637	750,128
定期預金		10,407	11,540
短期運用資産		99,989	87,862
営業債権			
受取手形及び短期貸付金		569,389	587,150
売掛金及び未収入金		3,221,539	2,955,325
関連会社に対する債権		215,081	211,556
貸倒引当金		△31,427	△29,948
棚卸資産		1,210,938	1,075,563
取引前渡金		136,631	129,469
短期繰延税金資産		48,213	62,573
処分予定資産		5,872	6,526
その他の流動資産		280,631	243,651
流動資産合計		6,654,900	6,091,395
投資及び長期債権			
関連会社に対する投資及び長期債権	4	1,183,812	1,128,387
その他の投資		2,258,156	2,102,726
長期貸付金及び長期営業債権		569,837	515,202
貸倒引当金		△42,647	△40,580
投資及び長期債権合計		3,969,158	3,705,735
有形固定資産			
有形固定資産		2,796,797	2,736,380
減価償却累計額		△1,142,253	△1,125,759
有形固定資産合計		1,654,544	1,610,621
その他の資産			
その他の資産		320,422	342,690
資産合計	4	12,599,024	11,750,441

(単位：百万円)

	注記 番号	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債及び資本の部			
流動負債			
短期借入金		1,052,826	742,421
一年以内に期限の到来する長期借入債務		380,754	384,810
営業債務			
支払手形		204,743	197,302
買掛金及び未払金		2,771,222	2,509,533
関連会社に対する債務		145,851	124,796
取引前受金		149,917	134,880
未払法人税等		60,491	62,309
未払費用		92,977	158,626
処分予定負債		2,092	2,081
その他の流動負債		366,547	343,898
流動負債合計		5,227,420	4,660,656
固定負債			
長期借入債務（一年以内の期限到来分を除く）		3,105,247	3,096,818
年金及び退職給付債務		51,716	51,724
長期繰延税金負債		443,247	400,944
その他の固定負債		365,358	332,277
固定負債合計		3,965,568	3,881,763
負債合計		9,192,988	8,542,419
少数株主持分		325,562	334,512
契約債務及び偶発債務	5		
資本	6		
資本金（普通株式）：			
授權株式総数	2,500,000,000 株		
発行済株式総数		202,534	201,825
当第1四半期連結会計期間末	1,695,534,183 株		
前連結会計年度末	1,694,323,909 株		
資本剰余金		260,792	259,571
利益剰余金			
利益準備金		41,988	41,295
その他の利益剰余金		2,313,944	2,226,695
累積その他の包括損益			
未実現有価証券評価益		526,795	429,796
未実現デリバティブ評価損益		28,996	12,505
確定給付年金調整額		△39,179	△38,927
為替換算調整勘定		△103,858	△107,746
自己株式（普通株式）：			
当第1四半期連結会計期間末	53,138,087 株	△151,538	△151,504
前連結会計年度末	53,120,754 株		
資本合計		3,080,474	2,873,510
負債及び資本合計		12,599,024	11,750,441

「四半期連結財務諸表に対する注記事項」参照

(2) 【四半期連結損益計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
収益		
商品販売及び製造業等による収益		1,501,962
売買取引に係る差損益及び手数料		189,047
収益合計	1,4	1,691,009
(売上高：		
当第1四半期連結累計期間：6,243,889百万円)		
商品販売及び製造業等による収益に係る原価		△1,354,728
売上総利益	4	336,281
その他の収益・費用		
販売費及び一般管理費		△220,114
貸倒引当金繰入額		△2,480
支払利息：下記受取利息差引後		
当第1四半期連結累計期間：15,343百万円		△3,606
受取配当金		53,891
有価証券損益		△156
固定資産損益		3,031
その他の損益－純額		15,094
その他の収益・費用合計		△154,340
継続事業税引前利益		181,941
法人税等		△64,169
継続事業税引後利益		117,772
少数株主持分利益		△14,568
持分法による投資損益	4	33,907
継続事業四半期純利益		137,111
非継続事業に係る損益（税効果後）		74
四半期純利益	4	137,185
1株当たり利益：	3	
四半期純利益		
基本的		83.56円
潜在株式調整後		83.31円

「四半期連結財務諸表に対する注記事項」参照

(3) 【四半期連結包括損益計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
包括損益：		
四半期純利益		137,185
その他の包括損益－税効果後		
未実現有価証券評価益期中変動額		96,999
未実現デリバティブ評価益期中変動額		16,491
確定給付年金調整額期中変動額		△252
為替換算調整勘定期中変動額		3,888
包括損益		254,311

「四半期連結財務諸表に対する注記事項」参照

(4) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	当第1 四半期連結累計期間 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
四半期純利益		137,185
営業活動によるキャッシュ・フローへの調整		
減価償却費等		38,718
貸倒引当金繰入額		2,480
有価証券損益		156
固定資産損益		△3,031
持分法による投資損益 (受取配当金控除後)		△8,466
営業活動に係る資産・負債の増減		
短期運用資産		△5,263
売上債権		△219,111
棚卸資産		△124,666
仕入債務		243,222
取引前渡金		△27,555
取引前受金		34,782
未収入金		17,190
未払金		16,104
未払費用		△23,514
その他流動資産		△44,751
その他流動負債		△11,504
その他 (純額)		4,549
営業活動によるキャッシュ・フロー		26,525

(単位：百万円)

注記 番号	当第1 四半期連結累計期間 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年6月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産等の取得による支出	△65,605
有形固定資産等の売却による収入	11,895
関連会社への投資及び貸付による支出	△138,235
関連会社への投資の売却及び貸付金の回収による収入	8,814
短期投資及びその他の投資の取得による支出	△31,162
短期投資及びその他の投資の売却及び償還による収入	17,813
貸付金の実行による支出	△84,744
貸付金の回収による収入	120,666
定期預金の減少	956
投資活動によるキャッシュ・フロー	△159,602
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の増減－純額	290,049
長期借入債務による調達	193,163
長期借入債務の返済	△165,124
親会社による配当金の支払	△49,243
子会社による少数株主への配当金の支払	△13,139
ストックオプション行使による新株発行	117
自己株式の取得－純額	△25
財務活動によるキャッシュ・フロー	255,798
現金及び現金同等物に係る為替相場変動の影響額	14,788
現金及び現金同等物の純増加額	137,509
現金及び現金同等物の期首残高	750,128
現金及び現金同等物の四半期末残高	887,637

「四半期連結財務諸表に対する注記事項」参照

四半期連結財務諸表の作成方法等について

当第1四半期連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準に準拠した用語、様式及び作成方法（以下「米国会計基準」）に基づき作成しております。米国会計基準は、会計研究公報（Accounting Research Bulletins、以下「ARB」）、会計原則審議会意見書（Opinions of the Accounting Principles Board、以下「APB」）、財務会計基準審議会基準書（Statements of Financial Accounting Standards Board、以下「基準書」）等からなっております。

なお、米国会計基準において注記が求められる項目の一部（基準書第157号「公正価値の測定」における公正価値の開示、及び基準書第132号（平成15年改定）「年金及び他の退職後給付に関する事業主の開示」基準書第87、88、及び106号の改訂）における年金の開示等）について記載を省略しております。また、四半期連結財務諸表規則において注記が要請されている項目を斟酌した上で、一部、米国会計基準において必ずしも注記が求められない項目について追加記載しております。

当社は昭和45年11月に欧州で転換社債を発行する際に、米国会計基準に基づき連結財務諸表を開示しました。それ以来、広く国内外の投資家、株主、証券アナリスト、報道機関等に米国会計基準に基づく連結財務諸表を継続開示しており、平成元年10月に上場したロンドン証券取引所に対しても同様に米国会計基準に基づく連結財務諸表を開示しております。

また、当社は、米国1933年証券法に基づく様式F-6による登録届出書、及び米国1934年証券取引所法施行規則12g3-2(b)（情報開示の免除申請）に基づき申請を行い、米国預託証券（以下「ADR」）を店頭取引のみ可能な「ADR Level-1」により米国証券取引委員会（Securities and Exchange Commission、以下「SEC」）に登録しており、SECに対しアニュアル・レポート等の米国会計基準に基づく連結財務諸表を提出しております。

米国会計基準に準拠して作成した当第1四半期連結財務諸表と、本邦の四半期連結財務諸表作成基準及び四半期連結財務諸表規則（以下「本邦会計基準」）に準拠して作成した四半期連結財務諸表との主要な相違内容は次の通りであり、金額的に重要性のある相違については、米国会計基準による「継続事業税引前利益」に対する影響額を開示しております。

(1) 第1四半期連結財務諸表の構成の相違について

当第1四半期連結財務諸表は、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括損益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記より構成されております。

(2) 第1四半期連結財務諸表の表示の相違について

a. 営業債権・債務

通常の取引に基づき発生した営業上の債権・債務（但し、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で1年以内に回収されないことが明らかなものを除く）については、本邦会計基準では流動項目として表示しますが、当第1四半期連結財務諸表ではその決済期日が貸借対照表日から起算し1年を超えるものを非流動項目として区分表示しております。

b. 鉱業権の表示

鉱業権については、わが国では無形固定資産として表示しますが、四半期連結貸借対照表では有形固定資産として表示しております。

c. 少数株主持分

四半期連結貸借対照表上、少数株主持分は負債の部と資本の部の間に独立の項目として表示しております。

d. 収益、売上高及び営業利益

本邦会計基準では四半期連結損益計算書上「売上高」が表示されますが、当第1四半期連結財務諸表では発生問題専門委員会報告（Emerging Issues Task Force、以下「EITF」）第99-19号「契約当事者における収益の総額表示と代理人における収益の純額表示」に従った「収益」を表示しており、「売上高」については付記を行っております。

また、本邦会計基準では四半期連結損益計算書上「営業利益」が表示されますが、当第1四半期連結財務諸表では「営業利益」を記載しておりません。なお、日本の会計慣行に従った場合に表示される「営業利益」は、当第1四半期連結累計期間では113,687百万円となります。

e. 持分法による投資損益

「持分法による投資損益」については、SECの定める規則S-X (Regulation S-X) に基づき、「継続事業税引後利益」の後に区分表示しております。

f. 非継続事業に係る損益

基準書第144号「長期性資産の減損又は処分に関する会計処理」に従い、売却又は売却予定とした結果、非継続となった事業に関し、当該事業の損益を四半期連結損益計算書上、非継続事業に係る損益として区分表示しております。

(3) 会計処理基準の相違について

a. 有価証券の評価

有価証券の評価については、基準書第115号「負債証券及び特定の持分証券への投資の会計処理」及びSECにより公表された職員会計公報 (Staff Accounting Bulletin、以下「SAB」) 第59号「市場性のある長期持分有価証券」を適用しております。また、関係会社以外の投資先の合併等により金銭の発生を伴わない交換損益が発生した場合には、EITF第91-5号「原価法で評価される投資の非貨幣性交換取引」に基づき損益を認識しております。

b. 圧縮記帳

有形固定資産の圧縮記帳のうち、直接減額方式で会計処理したもののについては、圧縮記帳がなかったものとして処理しております。

c. セール・アンド・リースバック

セール・アンド・リースバック取引において、賃借人として固定資産を売却した後、その一部を継続して使用する場合の当該固定資産に係る売却益は、基準書第28号「リースバックに伴う売却の会計処理－基準書第13号の改訂－」及び基準書第98号「リースの会計処理 不動産に係るセール・リースバック 不動産のセールス・タイプ・リース リース期間の規定 直接金融リースの当初の直接原価－基準書第13、66及び91号の改訂、並びに基準書第26号及び実務公報第79-11の廃止－」に基づき、リース契約期間中の最低支払リース料の現在価値を超える部分についてのみ売却時に一括利益計上し、残額は繰り延べております。本会計処理による当第1四半期連結累計期間の影響額は、659百万円 (利益) です。

d. デリバティブ

デリバティブについては、基準書第133号「派生商品及びヘッジ活動に関する会計処理」、基準書第138号「特定の派生商品及びヘッジ活動に関する会計処理－基準書第133号の改訂－」、及び基準書第149号「派生商品及びヘッジ活動に関する基準書第133号の改訂」(以下、「基準書第133号」) に基づき処理しております。これに伴い、キャッシュ・フローヘッジとして指定したデリバティブの公正価値の変動額は、ヘッジ対象取引が実行され損益に計上されるまで「累積その他の包括損益」に繰り延べて計上されております。

e. 年金及び退職給付債務

年金費用については、基準書第87号「事業主の年金会計」及び基準書第88号「給付建年金制度の清算と縮小、退職給付の会計処理」に基づき算定された期間純年金費用 (清算の会計処理による未認識年金数理計算上の差異の追加償却を含む) を計上しております。本会計処理による当第1四半期連結累計期間の影響額は、848百万円 (利益) です。

f. 企業結合、のれん及びその他の無形固定資産

企業結合における会計処理については、基準書第141号「企業結合」に従って、パーチェス法により処理しております。のれんや耐用年数が確定できない無形固定資産及び持分法を適用している関連会社投資に係るのれんについては、基準書第142号「のれん及びその他の無形固定資産の会計処理」に基づき、定期償却を行わず、年1回及び減損の可能性を示す事象が発生した時点で減損の判定を行っております。

四半期連結財務諸表に対する注記事項

1. 事業内容及び四半期連結財務諸表の基本事項

事業内容

三菱商事株式会社（以下、「当社」）及び国内外の連結子会社（以下、まとめて「連結会社」）は、国内外のネットワークを通じて、エネルギー、金属、機械、化学品、生活産業関連の多種多様な商品の売買や製造、資源開発、プロジェクト開発を行うほか、新エネルギー・環境、医療周辺、金融分野等における新しいビジネスモデルや新技術の事業化、総合商社の持つ機能を活かした各種サービスの提供など、広範な分野で多角的に事業を展開しております。

第1 四半期連結財務諸表の基本事項

当社及び国内の連結子会社は、本邦において一般に公正妥当と認められた会計基準に基づき、会計帳簿を保持し財務諸表を作成しております。海外連結子会社は、それぞれ所在国の会計基準に基づき、会計帳簿を保持し財務諸表を作成しております。そのため、当第1 四半期連結財務諸表の作成にあたっては、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準に準拠するべく、一定の調整又は組替を加えております。これらの調整又は組替事項は、法定帳簿には記帳されておられません。

当第1 四半期連結損益計算書上に「売上高」を表示しておりますが、これは日本の商社が通常自主的に開示する指標であり、連結会社が契約当事者又は代理人として関与した取引高又は売買契約の取引金額の合計額を表すものです。

「売上高」は、連結会社の役割が仲介人としてのみの関与に限定されている取引の契約額は含まれておりません。この「売上高」は、米国会計基準における「収益」を意味するものではなく、米国会計基準における「収益」と同等又はその代用となるものではありません。しかし、発生問題専門委員会は、EITF第99-19号の結論の中で、「報告された収益についてその取引額を自主的に開示することは、財務諸表利用者にとって有用ともいえる」と述べています。経営者は、「売上高」の情報は財務諸表利用者にとって有用であると考えております。

当第1 四半期連結会計期間末の四半期連結貸借対照表の表示方法に合わせ、前連結会計年度の連結貸借対照表を一部組替表示しております。

2. 重要な会計方針の要約

当第1 四半期連結財務諸表の作成にあたり採用した重要な会計方針の要約は以下の通りです。

(1) 連結の基本方針並びに子会社、関連会社に対する投資の会計処理

当第1 四半期連結財務諸表は、当社及び当社が直接・間接に議決権の過半数を所有する国内外の子会社の各勘定を連結したものです。また、連結会社は、米国会計基準解釈指針

(Financial Accounting Standards Board Interpretation、以下「解釈指針」) 第46号「変動持分事業体の連結」及び平成15年12月に発行されたその改訂版に基づき、連結会社が主たる受益者となる変動持分事業体についても連結をしております。資産について不可分の持分を所有し、持分に比例して負債を負担する非会社組織の共同事業体について、連結会社は比例連結しております。関連会社（当社が20%以上50%以下の議決権を所有する会社、20%未満であっても重要な影響力を行使しうる会社、コーポレートジョイントベンチャー）に対する投資は持分法を適用しております。連結会社間の重要な内部取引並びに債権債務は、相殺消去しております。

当第1 四半期連結財務諸表の作成に当たり、一部の連結子会社については3月31日、又は3月31日から当社の第1 四半期決算日である6月30日までに終了する第1 四半期会計期間の財務諸表を用いております。これら子会社の第1 四半期決算日と第1 四半期連結決算日との間に、当第1 四半期連結財務諸表を修正又は開示すべき重要な事項はありません。

連結子会社あるいは持分法適用会社が、第三者割当増資により、連結会社の当該会社に対する1株当たりの持分額を超える、又は下回る価格で株式を発行することがあります。このような取引による連結会社の持分の増減額は、株式の発行が行われた会計期間の損益として計上しております。

連結会社は、当第1四半期連結会計期間に、三菱UFJリース株式会社、及び千代田化工建設株式会社の持分を追加取得しました。

連結会社は、当第1四半期連結会計期間以前より両社の持分を保有しており、当該投資を売却可能有価証券として会計処理しております。

追加取得の結果、当社の三菱UFJリース株式会社に対する出資比率は20.00%、千代田化工建設株式会社に対する出資比率は33.76%となり、連結会社は両社に対して重要な影響力を行使しうることとなったため、当第1四半期連結累計期間において持分法を適用しております。

持分法の適用は、APB第18号「持分法による普通株式投資の会計処理」に従って要求される段階取得の会計処理を行っており、両社に対する投資及び利益剰余金を適及的に調整しております。

尚、前連結会計年度末の財政状態について、適及適用前及び適及適用後の金額は次の通りです。

	前連結会計年度末（百万円）	
	適及適用前	適及適用後
連結貸借対照表		
関連会社に対する投資及び長期債権	1,084,393	1,128,387
その他の投資	2,150,718	2,102,726
その他の利益剰余金	2,208,947	2,226,695
未実現有価証券評価益	446,941	429,796

(2) 外貨換算

外貨建財務諸表の項目は、基準書第52号「外貨換算」に基づき換算しております。当基準に基づき、海外子会社及び関連会社の資産及び負債は、それぞれの決算日の為替レートにより、収益及び費用は、期中平均レートにより円貨に換算しております。換算により生じる為替換算調整勘定については、税効果後の金額を「累積その他の包括損益」に計上しております。また、外貨建債権債務は、決算日の為替レートで円貨に換算し、その結果生じる換算損益は四半期連結損益計算書の「その他の損益－純額」に計上しております。

(3) 短期運用資産及びその他の投資

すべての債券及び市場性のある株式は、基準書第115号「負債証券及び特定の持分証券への投資の会計処理」に基づき、売買目的有価証券（公正価値で評価し、未実現評価損益は当第1四半期連結累計期間の損益として認識）又は売却可能有価証券（公正価値で評価し、未実現評価損益は損益に含めず、税効果後の金額を「累積その他の包括損益」に計上）に分類しております。

売却した有価証券の原価は、移動平均法によっております。

連結会社は、売却可能有価証券について定期的に減損の有無を検討しております。各々の投資の公正価値が投資原価を下回り、その下落が一時的なものではないと判断された場合には、公正価値と投資原価の差額について、減損損失を認識しております。また、連結会社は、公正価値の下落が一時的か否かの判断について、市場価額が帳簿価額を下回る期間や程度、投資先の財政状態や将来の見通し、予測される市場価額の回復期間にわたり当該証券を保有する意思と能力の有無等を考慮して判断しております。時価の下落が一時的でないとは判断される場合には、その期において減損損失を認識しております。

(4) 貸倒引当金

貸倒引当金は、主として過去における貸倒実績及び債権の四半期末残高に対する貸倒見積高に基づき必要額を計上しております。貸付金に関しては、契約条件に従って全額を回収できない可能性がある場合に、引当てを行っております。引当額は、将来の見積キャッシュ・フローを実効利率で割り引いた現在価値、又は当該貸付金の市場価額あるいは担保物件の公正価値に基づき、算出しております。

(5) 棚卸資産

棚卸資産は、主として商品及び原材料からなり、移動平均法又は個別法に基づく原価、あるいは直近の再調達原価に基づく時価のいずれか低い額により評価しております。

(6) 有形固定資産

有形固定資産は、取得原価で表示しております。鉱業権以外の有形固定資産の減価償却は、当該資産の見積耐用年数（主として建物は10年から50年、機械及び装置は5年から20年、航空機及び船舶は12年から24年の期間）に基づき、主として当社及び国内子会社は定率法、海外子会社は定額法を用いて、それぞれ算出しております。鉱業権の減価償却は、見積埋蔵量に基づき、生産高比例法を用いて算出しております。リース資産の改良に伴う費用は、見積耐用年数又は当該資産のリース期間のいずれか短い期間で償却しております。多額の改良費及び追加投資は取得原価で資産計上しておりますが、維持修繕費及び少額の改良に要した支出については発生時に費用処理しております。

(7) 長期性資産の減損

連結会社は、基準書第144号「長期性資産の減損又は処分に関する会計処理」に基づき、長期性資産の帳簿価額が回収できない可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合に、その減損の有無を検討しております。継続使用の長期性資産については、帳簿価額と当該資産にかかわる割引前の将来見積キャッシュ・フロー総額を比較することにより、その回収可能性を検討しており、当該資産の帳簿価額が将来見積キャッシュ・フローを上回る場合には、その資産の公正価値と帳簿価額の差額を減損損失として認識しております。また、売却による処分予定の長期性資産は、帳簿価額と、公正価値から処分費用を控除した価額のいずれか低い額により評価しており、減価償却の対象とはしていません。売却以外の方法による処分予定の長期性資産は、継続使用の長期性資産として取り扱っております。

(8) のれん及びその他の無形固定資産

企業結合は、基準書第141号「企業結合」に基づき、パーチェス法により会計処理しております。のれん（持分法を適用している関連会社投資に係るのれんを含む）及び耐用年数の確定できない無形固定資産は、基準書第142号「のれん及びその他の無形固定資産」に基づき、償却を停止するとともに少なくとも年1回減損の判定を行っております。償却対象となるその他の無形固定資産は、耐用年数にわたって償却するとともに、基準書第144号に基づき、減損の判定を行っております。

(9) 石油・ガスの探鉱及び開発

石油・ガスの探鉱及び開発費用は、成功成果法に基づき会計処理しております。利権鉱区取得費用、試掘井及び開発井の掘削・建設費用、及び関連生産設備は資産に計上し、生産高比例法により償却しております。試掘井にかかる費用は、事業性がないことが判明した時点で、地質調査費用等のその他の探鉱費用は、発生時点で費用化しております。確認利権鉱区については、企業環境の変化や経済事象の発生により帳簿価額の回収可能性が損なわれたと推定される場合には、基準書第144号に基づき、減損処理の要否を検討し、減損が発生している場合には公正価値に基づく減損損失を認識しております。未確認利権鉱区については、基準書第19号「石油・ガス産出会社の財務会計と報告」中のガイダンスに基づき、少なくとも会計年度ごとに減損の要否の検討を行い、減損が発生している場合には減損損失を認識しております。

(10) 鉱物探掘活動

鉱物の探掘費用は鉱物の探掘活動の商業採算性が確認されるまで発生時に費用認識しております。商業採算性が確認された後に発生した探掘活動に関する費用については、開発費用として資産計上し、確認鉱量及び推定鉱量に基づき生産高比例法により償却しております。

連結会社は、EITF第04-6号「鉱山業における生産時に発生した剥土費用に関する会計処理」に基づき、生産期に発生した剥土費用は発生した期間における変動生産費として、当該鉱業資産の棚卸資産原価として処理しております。

(11) 従業員退職金及び年金制度

連結会社は、確定給付型年金制度、確定拠出型年金制度及び退職一時金制度を採用しております。確定給付型年金制度及び退職一時金制度に係わる年金費用は、基準書第87号「事業主の年金会計」及び基準書第158号「確定給付年金及びその他の退職後給付制度に関する事業主の会計-基準書第87号、第88号、第106号、及び第132号（R）の改訂」に従い計上しております。また、確定拠出型年金制度に係わる年金費用は、発生時に費用として計上しております。

(12) 資産の除却債務

連結会社は、基準書第143号「資産の除却債務に関する会計処理」に基づき、資産の除却債務について、その発生時に公正価値で負債として認識すると共に、関連する長期性資産を増加させております。また、認識した負債については時間の経過に伴い毎四半期現在価値まで増額し、資産についてはその経済的耐用年数に亘って減価償却しております。

(13) 撤退又は処分活動に関する費用

撤退又は処分活動については、基準書第146号「撤退又は処分活動に関する費用の会計処理」に基づき会計処理しております。当基準書は、撤退又は処分活動に関する費用を、撤退計画の決定時ではなく負債の発生時に認識することを要求するもので、当該関連費用にかかる負債はその発生時に公正価値で認識することを要求しております。

(14) 株式に基づく報酬制度

連結会社は、基準書第123号（平成16年改訂）「株式に基づく支払」に基づき、株式に基づく支払いを従業員が報酬の対価としてサービスを提供する期間に亘って費用計上しております。報酬費用は、権利付与日の公正価値に基づき算定しております。

(15) 収益の認識基準

連結会社は、収益が実現又は実現可能となり、かつ稼得された時点、すなわち（i）契約に関する説得力のある証拠があり、（ii）顧客に対する商品の引渡しあるいは役務の提供が完了しており、（iii）販売価格が確定又は確定し得る状況にあり、かつ（iv）対価の回収が合理的に確保された時に収益認識しております。具体的な認識基準は次の通りです。

商品販売及び製造業等による収益

連結会社は、商品販売、製造業及びその他の事業において収益を得ております。製造業及びその他の事業は、主として連結子会社で行なわれております。

商品販売

連結会社は、自らが契約当事者となり在庫を保有し、商品の売値と買値の差額を損益として計上する様々な商取引を行なうことにより収益を得ております。

製造業

製造業には、電化製品、金属、機械、化学品、一般消費財等、多岐に亘る製品の製造や、資源開発が含まれております。

商品販売及び製造業に係る収益は、顧客と合意した受渡に関する条件を充足した時点で認識しております。受渡に関する条件は、通常、顧客に商品が引渡された時点、倉荷証券が交付された時点、又は試運転が完了してそれ以降の義務がなくなり契約に関する顧客の最終受入が確実となった時点で充足したと見なしております。長期の建設工事に関しては、その契約内容によって、完成までに要する原価及び当該長期契約の進捗度を合理的に把握できる場合には工事進行基準により、そうでない場合には工事完成基準により、収益を計上しております。

その他の事業

その他の事業には、サービス関連事業及びリース事業が含まれております。サービス関連事業には、金融、物流、情報通信、技術支援など様々な役務の提供が含まれております。また、連結会社は、オフィスビル、航空機、その他事業用資産などのリース事業にも携わっております。

サービス関連事業に係る収益は、契約上の役務が顧客に提供された時点で計上しております。リース事業に係る収益は、当該リース期間に亘って定額法により計上しております。

売買取引に係る差損益及び手数料

連結会社は、契約当事者あるいは代理人として関与する様々な商取引に関する手数料収益を得ております。これは、商取引において顧客の商品売買のサポートを行い、その対価として手数料を得ているものです。売買取引に係る差損益及び手数料は、冒頭記載の条件を充足した時点で認識しております。

(16) 広告宣伝費

広告宣伝費は発生した時点で費用として計上しております。

(17) 研究開発費

研究開発費は発生した時点で費用として計上しております。

(18) 法人税等

法人税等は、当第1四半期連結累計期間の属する連結会計年度における、税効果を考慮した見積り税率に基づき算出してしております。会計上と税務上の資産負債の差額に係る一時差異及び税務上の繰越欠損金に対する税効果は、将来、当該一時差異が課税所得に影響を与えると見込まれる期間に対応する法定実効税率を用いて算出しております。繰延税金資産のうち、将来の実現が見込めないと判断される部分に対しては評価性引当金を設定しております。

連結会社は、解釈指針第48号「法人税等の不確実性に関する会計処理-基準書第109号の解釈」を適用しております。これにより、税法上の技術的な解釈に基づき、税務ポジションが、税務当局による調査において50%超の可能性をもって認められる場合に、その財務諸表への影響を認識しております。税務ポジションに関連するベネフィットは、税務当局との解決により、50%超の可能性で実現が期待される最大金額で測定されます。未認識税務ベネフィットに関する利息及び課徴金については、四半期連結損益計算書の「法人税等」に計上しております。

(19) デリバティブ

連結会社は、主として金利変動リスクや為替変動リスクの軽減、商品や取引契約の相場変動リスクの回避を目的として、デリバティブ取引を利用しており、基準書第133号「デリバティブ及びヘッジ活動に関する会計処理」（基準書第138号、第149号及び第155号による改訂後）に基づき処理しております。

基準書第133号は、デリバティブ及びヘッジ活動に関する会計処理及び開示を規定するものであり、全てのデリバティブを貸借対照表上公正価値により資産又は負債として計上することを要求すると共に、ヘッジ関係の指定と有効性に関する基準を定めております。

すなわち、連結会社は、通常、デリバティブの契約日において、ヘッジ会計の要件を満たす限り、当該デリバティブを公正価値ヘッジ又はキャッシュ・フローヘッジとしてヘッジ指定しております。公正価値ヘッジとして指定したデリバティブの公正価値の変動額は、損益計上し、ヘッジ対象の資産、負債及び確定契約の公正価値の変動額による損益と相殺しております。キャッシュ・フローヘッジとして指定したデリバティブの公正価値の変動額は、ヘッジ対象取引が実行され損益に計上されるまで「累積その他の包括損益」として繰り延べております。ヘッジ指定されないデリバティブや、トレーディング目的のデリバティブの公正価値の変動額は、損益に計上しております。

(20) 連結財務諸表作成にあたっての見積りの使用

連結財務諸表を一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成する際には、報告金額に影響を与えるような見積り又は前提を用いる必要があります。見積りに内在する不確実性により、実績が見積りと異なる場合があります。当第1四半期連結財務諸表における重要な見積りには、貸倒引当金の設定、投資の評価、長期性資産の評価、年金及び資産の除却債務、不確実な税務ポジション等があります。

(21) 1株当たり利益

1株当たり利益は、四半期純利益を各算定期間における発行済普通株式の加重平均株式数で除して算出しております。潜在株式調整後1株当たり利益は、潜在的普通株式であるストックオプションや転換社債型新株予約権付社債の希薄化効果の影響を勘案して算出しております。

(22) 現金及び現金同等物

四半期連結キャッシュ・フロー計算書における現金同等物とは、換金が容易で、かつ価値変動リスクが僅少な流動性の高い投資であり、短期の定期預金を含んでおります。

(23) 保証

連結会社は、解釈指針第45号「第三者の債務に対する間接保証を含む保証に関する保証人の会計処理及び開示-基準書第5号、第57号及び第107号の解釈、及び解釈指針第34号の廃止」に従い、保証の履行義務を保証開始時に公正価値にて負債として認識しております。

(24) 非継続事業に係る損益

連結会社は、基準書第144号に基づき、非継続となった事業に関する損益を、四半期連結損益計算書上、非継続事業に係る損益として区分表示しております。

(25) 公正価値の測定

連結会社は、平成20年4月1日より、基準書第157号「公正価値の測定」を適用しております。基準書第157号は、公正価値を定義し、公正価値を測定するための枠組みを確立するとともに、公正価値の測定に関する開示についての指針を提供しております。

3. 1株当たり利益

1株当たり利益及び潜在株式調整後1株当たり利益の調整計算は以下の通りです。

	当第1四半期連結累計期間
分子（百万円）	
継続事業四半期純利益	137,111
希薄化効果のある証券の影響： 円建新株予約権付社債	△6
希薄化効果のある証券の影響考慮後の 継続事業四半期純利益	137,105
非継続事業に係る損益（税効果後）	74
四半期純利益	137,185
希薄化効果のある証券の影響： 円建新株予約権付社債	△6
希薄化効果のある証券の影響考慮後の 四半期純利益	137,179
分母（千株）	
加重平均普通株式数	1,641,680
希薄化効果のある証券の影響： ストックオプション	3,465
円建新株予約権付社債	1,568
希薄化効果のある証券の影響考慮後の 加重平均株式数	1,646,713

	当第1四半期連結累計期間
1株当たり利益	
継続事業四半期純利益	
基本的	83.52
潜在株式調整後	83.26
非継続事業に係る損益（税効果後）	
基本的	0.04
潜在株式調整後	0.04
四半期純利益	
基本的	83.56
潜在株式調整後	83.31

4. セグメント情報

【オペレーティング・セグメント情報】

基準書第131号「企業のセグメント及び関連情報に関する開示」では、企業のオペレーティング・セグメントに関する情報の開示を規定しております。オペレーティング・セグメントは、企業の最高経営意思決定者が経営資源の配分や業績評価を行うにあたり通常使用しており、財務情報が入手可能な企業の構成単位、として定義されております。

オペレーティング・セグメントは商品及び提供するサービスの性質に基づき決定されております。連結会社の報告セグメントは以下の7グループにより構成されております。

- イノベーション事業：新しい分野での事業開発に取り組むと共に、新エネルギー、環境、医療周辺、ICT（情報・通信技術）、メディア・コンシューマーなどの分野において、投資及び取引業務に携わっております。
- 新産業金融事業：アセットマネジメント、バイアウト、リース、REIT、不動産投資、建設・不動産開発や物流、保険などの各種事業分野で、商社型産業金融ビジネスを展開しております。
- エネルギー事業：石油・ガスのプロジェクト開発及び投資を担う他、原油、石油製品、LPG、LNG、炭素製品等の取引業務に携わっております。
- 金属：主に鉄鋼、アルミ、銅といった金属及び非鉄金属等の資源開発、製造、マーケティング、取引業務に携わっております。
- 機械：電力、船舶、自動車、プラント、量販機械、輸送機械等の多岐に亘る事業分野において、プロジェクトへの投資・参画及び取引業務に携わっております。
- 化学品：化学品関連プロジェクトの発掘や投資を担う他、化学合成繊維の原料となる基礎化学製品や、石油化学製品、無機化学品、化学肥料、スペシャリティケミカルなどの取引業務に携わっております。
- 生活産業：食料、繊維、木材及び資材に関わる事業分野において、投資及び取引業務に携わっております。

各オペレーティング・セグメントにおける会計方針は、注記2「重要な会計方針の要約」に記載の通りです。なお、一部項目については、マネジメントアプローチに従い、経営者による内部での意思決定のために調整しております。

経営者は管理上、米国会計基準に基づく当期純利益を主要な指標として、いくつかの要素に基づき各セグメントの業績評価を行っております。また、内部での経営意思決定を目的として、当社独自の経営管理手法を取入れています。

なお、セグメント間の内部取引における価額は、外部顧客との取引価額に準じております。

当第1四半期連結累計期間における連結会社のオペレーティング・セグメント情報は以下の通りです。なお、当第1四半期連結累計期間において、単一の顧客として連結収益の10%を超過する取引先はありません。

当第1四半期連結累計期間 (百万円)	イノベーション 事業	新産業金融 事業	エネルギー 事業	金属	機械	化学品	生活産業	合計	その他	調整・消去	連結金額
I 収益、売上総利益、 持分法損益及び四半期純利益											
収益	15,174	27,053	478,902	302,802	162,343	285,139	421,966	1,693,379	2,671	△5,041	1,691,009
売上総利益	9,239	12,034	27,726	98,792	46,988	28,931	112,045	335,755	2,681	△2,155	336,281
持分法損益	543	741	14,296	5,911	4,148	3,916	4,516	34,071	468	△632	33,907
四半期純利益（損失）	△1,799	1,134	29,545	54,459	16,047	11,164	9,247	119,797	13,395	3,993	137,185
II 総資産											
総資産	195,124	885,976	1,952,381	3,733,901	2,347,920	869,724	2,264,027	12,249,053	1,234,505	△884,534	12,599,024
関連会社に対する投資	22,802	124,589	232,336	128,950	234,374	105,765	299,396	1,148,212	1,833	444	1,150,489
売上高											
(1) 外部顧客に対する売上高	63,485	45,446	1,508,452	1,536,248	959,862	671,169	1,442,812	6,227,474	17,092	△677	6,243,889
(2) セグメント間の内部売上高	7,798	7,739	2,762	2,389	1,339	1,569	2,016	25,612	679	△26,291	-
合計	71,283	53,185	1,511,214	1,538,637	961,201	672,738	1,444,828	6,253,086	17,771	△26,968	6,243,889

- (注) 1. 「その他」は、主に当社及び関係会社に対するサービス及び業務支援などを行うスタッフ部門を表しております。また当欄には、各オペレーティング・セグメントに配賦できない、財務・人事関連の営業活動による収益及び費用も含まれております。総資産のうち「その他」に含めた全社資産は1,234,505百万円であり、主に財務・投資活動に係る現金・預金及び有価証券により構成されております。
2. 「調整・消去」には、各オペレーティング・セグメントに配賦できない収益及び費用やセグメント間の内部取引消去が含まれております。
3. 「売上高」については、日本の投資家の便宜を考慮して、日本の会計慣行に従い表示しております。なお「売上高」は連結会社が契約当事者又は代理人等として行った取引額の合計となっております。
(注記1「第1四半期連結財務諸表の基本事項」参照)
4. 基準書第144号に基づく、非継続事業に係る損益(税効果後)への組み替えは「調整・消去」に含めております。

【地域別情報】

地域別の売上高は、収益の発生原因となる資産の所在する地域により区分しております。当第1四半期連結累計期間における売上高、売上総利益及び長期性資産は以下の通りです。

	当第1四半期連結累計期間 (百万円)
売上高	
日本	4,939,047
アメリカ	459,682
タイ	156,471
その他	688,689
合計	6,243,889
売上総利益	
日本	206,059
オーストラリア	45,733
アメリカ	17,067
その他	67,422
合計	336,281
長期性資産	
日本	721,429
オーストラリア	347,777
アメリカ	158,615
カナダ	69,049
その他	244,074
合計	1,540,944

(注) 「売上高」については、日本の投資家の便宜を考慮して、日本の会計慣行に従い表示しております。なお、「売上高」は連結会社が契約当事者又は代理人等として行った取引額の合計となっております。

(注記1「第1四半期連結財務諸表の基本事項」参照)

5. 偶発債務

保証

連結会社は、保証の提供によって、債務を引き受けることとなる様々な契約の当事者となっています。そうした保証は関連会社や顧客や取引先に対して提供するものです。

信用保証

連結会社は、主に信用状 (Stand by letter of credit) や取引履行保証の形態により、当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末において、顧客及び取引先に対して、それぞれ240,728百万円及び195,443百万円、関連会社に対して、それぞれ53,051百万円及び56,304百万円の信用保証を行なっております。これらの信用保証は、顧客や取引先、及び関連会社による第三者との取引又は第三者からの資金調達を可能にすることを目的としております。多くの保証契約は10年以内に満期を迎えるものであり、残りの信用保証も平成45年までに満期となります。仮に被保証者である顧客や取引先、又は関連会社が取引契約又は借入契約に基づく義務の履行を怠った場合には、連結会社が被保証者に代わって債務を履行する必要があります。これらの保証契約の中には、連結会社が被保証先より再保証又は担保資産の提供を受けているものもあります。当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における、再保証又は担保資産等により担保されている残高の合計額は、それぞれ12,232百万円及び8,379百万円です。また、当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における上記の信用保証に係る負債計上額は、それぞれ4,547百万円及び4,450百万円です。

損失補償

連結会社は、事業売却や譲渡の過程において、環境や税務などに関する偶発損失を補償する契約を締結することがあります。補償の性質上、これらの契約に基づく連結会社の最大負担額を予想することはできません。これらの契約による連結会社の補償義務については、一部既に請求行為を受けているものを除いて、大方は発生可能性が低くかつ見積不能であるため、負債は計上しておりません。

製品保証引当金

一部の子会社は、製品販売後の無償修理費用の支出に備えるため、製品保証費用の見積もりに基づいて製品保証引当金を計上しております。

当第1四半期連結累計期間における製品保証引当金の推移は次の通りです。

	当第1四半期連結累計期間 (百万円)
期首残高	3,784
当期増加	318
当期使用	△145
その他(注)	△42
期末残高	3,915

(注) その他には、主に為替変動の影響が含まれております。

訴訟

連結会社にはいくつかの係争中の事件がありますが、経営者は、これらの事件が最終的に解決され、仮に連結会社が債務を負うことになったとしても、連結会社の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼすことはないと考えております。

6. 株主資本等関係

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	49,243百万円	30円	平成20年3月31日	平成20年6月26日	利益剰余金

- (2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

7. 後発事象

ストックオプション

平成20年7月18日開催の取締役会において、普通株式407,600株を上限として平成20年8月5日から平成50年6月25日を権利行使期間、行使価格を1円とした株式報酬型ストックオプションを引き受ける者を、当社取締役、執行役員及び理事を対象として募集することにつき決議いたしました。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月12日

三菱商事株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	渡辺 政宏	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	下江 修行	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	峯 敬	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉水 佐知子	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	古内 和明	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三菱商事株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（「四半期連結財務諸表の作成方法等について」参照）に準拠して、三菱商事株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。